

平成30年度 指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況

1 指導検査

(1) 実地指導

ア 実施事業所（事業者）数  
42事業所（33事業者）

イ 実施事業数

81事業

事業種別	実施数（※）
居宅介護	20
重度訪問介護	18
同行援護	12
行動援護	1
生活介護	3
短期入所	1
就労移行支援	4
就労継続支援B型	5
共同生活援助	2
児童発達支援	3
放課後等デイサービス	4
保育所等訪問支援	1
地域移行支援	1
地域定着支援	1
計画相談支援	3
障害児相談支援	2
合 計	81

※1事業所において複数の事業を運営している場合を含みます。

ウ 指摘事項

（ア）文書による指導数  
延べ208事業

(イ) 指導事項の内容

指導事項		事業数
利用者（障害児）の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を行っていないので是正すること。		61
給付費の額について通知をしていないので通知すること。		20
業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。		19
運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。		11
基本報酬を適正に算定していないので是正すること。		10
欠席時対応加算の算定が不適正なので、是正すること。		8
サービス提供の記録について利用者等から確認を受けること。		6
サービス提供の記録が不適正なので是正すること。		6
利用定員を遵守すること。		6
加算の算定が不適正なので、是正すること。		5
個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。		5
法施行規則に定める事項の変更を届け出していないので是正すること。		5
モニタリングの結果を記録していないので是正すること。		5
その他	事業所の運営に関すること。	22
	利用者に対するサービスの提供に関すること。	19
合 計		208

エ 改善状況

	文書指摘あり (是正済)	文書指摘なし	合計
事業所数	39	3	42

(2) 集団指導

実施はありませんでした。

2 監査

実施はありませんでした。

以上